

## 中間貯蔵施設について

## 中間貯蔵施設の規模

- ・ 容量（推計） 1500 万 m<sup>3</sup>～2800 万 m<sup>3</sup>
- ・ 必要敷地面積（推計） 約 3 km<sup>2</sup>～約 5 km<sup>2</sup>

## 中間貯蔵施設の構成

● 受入・分別施設

- ・ 重量計量、放射線測定、分別を行う施設（屋内ヤード）

● 貯蔵施設

- ・ 飛散防止、地下水汚染防止を行う。放射線の遮蔽等を厳重に行い、敷地境界での追加的被曝線量を管理。

● 減容化施設

- ・ 焼却施設

（災害廃棄物、除染で発生した草木・汚泥等の焼却・減容用、放射性物質飛散防止型）

- ・ その他の減容化施設（ふるいわけなどを今後検討）

● 常時モニタリング施設

- ・ 空間放射線、地下水モニタリング施設

● 研究等施設

- ・ 減容化、高濃度分離の基礎・実証研究施設

・・・具体的な内容は、今後検討

● 管理棟

- ・ 管理業務室、従業員控室・健康管理設備、情報公開センター等

● 修景・緩衝緑地

## 中間貯蔵施設の建設、運営管理主体

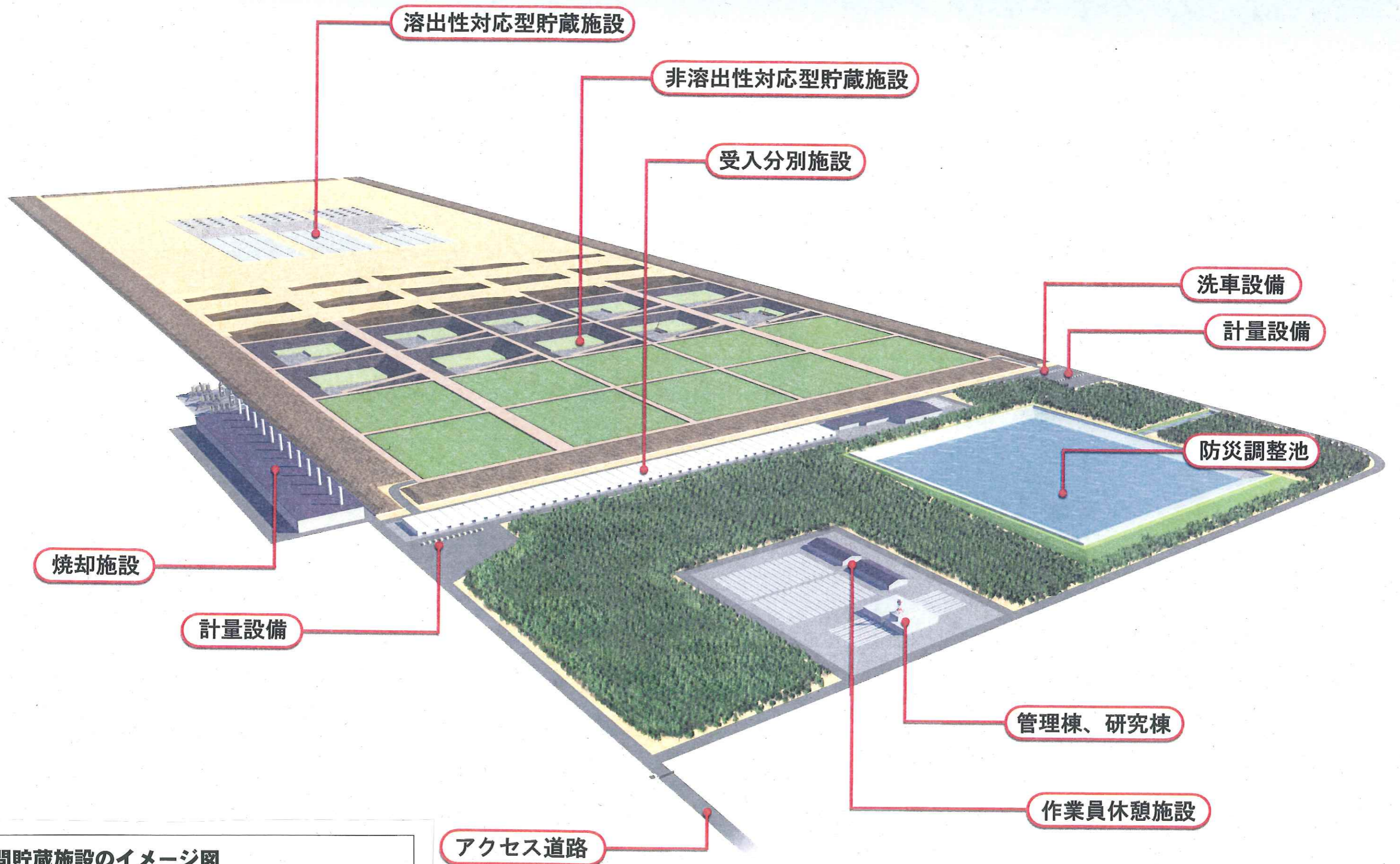
- ・ 国が責任を持って建設、運営を行う。その際、国の特殊会社である環境安全事業株式会社を活用（国が 100%出資して設立。有害化学物質（PCB）の処理施設を全国 5 カ所で建設し、運用中）

## 中間貯蔵施設の立地候補地の要件

- ・ 安全性確保・環境配慮のための要件  
災害耐性（津波、地滑り、洪水等）、環境影響要因（表流水、地下水等）、地形地質（斜度、地質等）、保全すべき環境要素の有無（動植物、文化財等）、住居等との距離
- ・ 土壌等の輸送に係る要件  
除去土壌、廃棄物が大量に発生する地域になるべく近い場所
- ・ まとまった土地が確保しやすい場所  
土地等は、国が買い取る方向で検討
- ・ 高線量のため特別な除染が必要な地域

## スケジュール

- ・ 平成 24 年度から、現地調査、設計、用地取得等
- ・ 平成 24 年度中に、地元調整終了
- ・ 平成 26 年度から、工事開始
- ・ 平成 27 年当初から、完成区間から順次搬入開始
- ・ 中間貯蔵開始後 30 年以内に、福島県外で最終処分を完了



中間貯蔵施設のイメージ図

(実際の施設は異なる場合があります)